

10. 地域との連携

10.1 地域連携に係わる経緯

高知県の清流を保全し、次代に引き継ぐことを目的に「高知県清流保全条例」が平成元年 12 月に制定された。この条例では「県下の流域における汚濁負荷量の削減等に関する基本的な方針を定めなければならない」と規定された。この条例を基に、四万十市（当時の中村市）において翌年の平成 2 年 3 月に「中村市四万十川清流保全条例」が制定され、また平成 3 年 10 月には高知県において「四万十川清流保全計画」を策定し水質汚濁対策に取り組んできた。平成 4 年 3 月に十和村（現在の四万十市）に設置された水質浄化施設は、産・学・官が協力して実証・研究を進めてきた自然循環方式水処理技術であり「四万十川方式」と名付けられ、四万十川流域はもとより県内外に 44 基が設置されている。（平成 17 年 5 月現在）

こうした清流保全の気運が高まる中で、国土交通省においては平成 4 年 12 月に「四万十エコ・リバー研究会」を発足し、高知県内の河川工学や動植物、歴史など各分野の専門家が集まり四万十川の環境や生態系に優しい河川空間と流域開発の方策について将来のあるべき姿について議論し、出された意見を清流の保全や河川周辺の工事に反映してきた。

四万十川が「日本最後の清流」として注目を浴びるなか、自然植生度の低下や魚の減少等、清流四万十川の将来を危惧する声が高まる一方で、国民の財産である四万十川の自然を保全し育んでいくことが重要な課題であるため、平成 5 年 4 月 12 日に“自然と共生する水系社会の形成を目指して！”をテーマに「第 1 回四万十川サミット」が開催された。この四万十川サミットを契機として、さまざまな取り組みがより活発化されるに至った。

また、同年には自然と共生できる地域づくりに関する諸施策の推進を図ることを目的に四万十川流域内の自治体と高知・愛媛両県及び国土交通省による「四万十川自然環境保全推進協議会」が発足し、流域住民を中心に様々な啓発活動を実施してきた。同協議会の活動のひとつである四万十川大学院（平成 7 年開校）は、四万十川サミット宣言に基づく「水」「景観」「生態系」「生活文化」「流域の振興」の 5 つのテーマに関する講演を流域内の各市町村で開催し、流域内の地域活性化の中心となるリーダーや次世代の地域づくりを担う人材育成のための交流・学習の場として、毎年開催された。

平成 8 年 3 月には、その後の四万十川総合対策の基本方針となる「清流四万十川総合プラン 21」を策定、同年 12 月には森・川・海の連携の一環として、四万十川清流保全機構による「清流の森づくりキャンペーン」が開始された。

さらに、平成 9 年 2 月には、それまで渡川流域で個々に活動していた住民活動を有機的な繋がりを持った相互支援・相互交流するネットワーク機能をプラスし、個々の住民活動がより活発で効果的なものになるよう「NPO 法人 四万十川流域住民ネットワーク」が設立された。

平成 13 年 4 月には、流域の一層の振興を目指した「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（略称四万十川条例）」が施行され、川沿いを 4 つの重点地域に区分した。ひとつは自然をそのまま残す「清流・水辺・生き物回廊地区」、景観の保全と森林・農地などの活用と調和を図る「景観保全・森林等資源活用地区」、保全を図りつつ人との共生を目指す「人と自然の共生モデル地区」、土地改変を原則として禁止される「原生林保全地区」の 4 地区とし、土地を改変する場合は県知事の許可が必要とした。

一方、渡川から四万十川に改名された平成6年7月25日を記念に「四万十川の日」（高知県条例）と定め、流域内の小学生による水質調査等の活動が行われている。また、平成元年には4月10日を「四万十の日」とし、流域内一斉清掃を実施している。このように四万十川を軸として地域住民や関係機関による流域の連携を深めている。

平成元年12月に制定された「高知県清流保全条例」以降、現在に至るまでの主な経緯を次に整理する。

表 10.1.1 平成元年 12 月に制定された「高知県清流保全条例」以降、現在に至るまでの主な経緯

年	月	内 容
平成元年(1989 年)	12 月	「高知県清流保全条例」の制定
平成 2 年(1990 年)	3 月	「中村市四万十川清流保全条例」の設定
平成 3 年(1991 年)	3 月	流域 8 市町村を生活排水対策重点地域に指定
平成 4 年(1992 年)	7 月	第 1 回流域一斉清掃(のち四万十川クリーン大作戦)の開始
	12 月	四万十川エコリバー研究会の設立(建設省)
平成 5 年(1993 年)	3 月	自然循環方式水処理技術「四万十川方式」1 号機の設置(十和村)
	4 月	第 1 回四万十川サミットの開催(建設省)
	8 月	四万十川自然環境保全推進協議会の設立(建設省)
平成 6 年(1994 年)	3 月	「四万十川の清流を守ろうキャンペーン」の開始(高知県・宝酒造(株))
	6 月	「木の香る道づくり事業」が建設省次年度重点事業として採択
	8 月	「四万十川総合保全機構」の設立(流域 8 市町村) 四万十川ファンド(のち四万十川基金)を創設
平成 7 年(1995 年)	1 月	第 1 回四万十川大学院の開催(建設省)
平成 8 年(1996 年)	3 月	四万十川総合対策の基本指針となる「清流四万十川総合プラン 21」の策定
	12 月	「清流の森づくりキャンペーン」の開始(四万十川総合保全機構)
平成 9 年(1997 年)	2 月	四万十川流域住民ネットワークの設立
	9 月	「四万十大使」制度の創設 ホームページ「四万十川 shimanto river」の開設
平成 10 年(1998 年)	7 月	「四万十川沈下橋保存方針」の策定(高知県・四万十川総合保全機構) 「四万十川ルール」の策定(四万十川総合保全機構)
平成 11 年(1999 年)	2 月	「(社)西土佐環境・文化センター四万十楽舎」の設立
	3 月	四万十川流域土木工事手引書の作成
	4 月	四万十川(本川)の水域環境基準類型を A 類型から AA 類型に指定変更
平成 12 年(2000 年)	2 月	「(財)四万十川財団」の設立
平成 13 年(2001 年)	2 月	「四万十・流域圏学会」の設立
	3 月	「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」の設定(4 月 1 日施行)
平成 14 年(2002 年)	3 月	「四万十ルネッサンス協議会」の設置
	7 月	「四万十アドバイザー会議」の設置
	10 月	四万十川流域の河川をきれいにする条例の制定(愛媛県流域 4 町村)
平成 17 年(2005 年)	4 月	梶原町が景観行政団体へ移行
平成 18 年(2006 年)	10 月	四万十川流域文化的景観連絡協議会の設立
平成 19 年(2007 年)	8 月～	「四万十アドバイザー会議」が環境評価報告書を取りまとめ、流域 5 市町にて地元説明会を開催(愛媛県松野町は、2008 年 2 月開催)
	9 月	
	9 月	流域 4 市町(津野町、中土佐町、四万十町、四万十市)が景観行政団体へ移行

出典：高知県文化環境部環境共生課 ホームページ「総合対策のあゆみ」より一部抜粋

10.2 地域連携における取り組み

渡川流域における地域連携に係わる主な取り組みを以下に整理する。

表 10.2.1 渡川流域における地域連携に係わる主な取り組み

名 称	取り組み内容
「四万十川クリーン大作戦」	平成 6 年 7 月 25 日、「渡川」から「四万十川」へと名称が変更されたのを記念して、この日を「四万十川の日」としている。 全国的に四万十川への支援の輪を広げていくためには、まず流域に住む人々の結束が大切と考えて、この日を含む 1 週間（7/22～28）を「四万十ウィーク」と定め、さまざまな取り組みを行っている。 その一つとして、毎年 4 月 10 日の直近の日曜日には「四万十川クリーン大作戦」を実施。国、県、流域市町村、流域住民等が一斉に取組む河畔の清掃や廃棄物除去などを通して、四万十川の環境保全への意識を高めている。
流域一斉水質調査・水生生物調査	一般の方々に身近な河川の水質状況を知ってもらうとともに、河川の水質改善の必要性や河川愛護の重要性を認識してもらうことを目的に実施。
四万十川方式水処理技術	四万十川方式は、水田の水浄化機能を手本に、本来自然が持っている物質循環の自然浄化機能を活かした新しい水処理システムであり、「自然循環型水処理システム」と呼んでいる。この技術をこれからの水環境づくりの手法として確立するため、産・学・官組織で構成された「四万十川方式水処理技術研究会」で実証・研究を進めてきた。 このシステムは、生活排水などの水処理技術として高知（四万十川流域）で考案されたもので、平成 17 年 5 月末現在、流域をはじめ高知県内に 23 基、県外に 21 基の四万十川方式水処理施設が設置されている。
清流の森づくりキャンペーン	清流四万十川総合プラン 21 では、「祖母なる山、母なる川、娘なる海のつながりを重視した環境づくり」を大きな柱として、川を考えるには山に目を向けるべきと強調している。 流域内外の次代を担う子どもたちや関係者が、四万十川を育んでいる山々に入り、管理が必要な山林の間伐や、針葉樹の中に広葉樹を植樹する混交林づくりなどを体験することにより、山に目を向け、その大切さを考える取り組み「四万十川清流の森づくりキャンペーン」を実施している。 平成 8 年度実施の源流点の村・津野町を皮切りに、平成 15 年度中土佐町で実施して流域 8 市町村を巡回した。
四万十川流域住民ネットワーク （愛称：四万十 THE MANANET）	四万十川流域住民ネットワークは、四万十川流域に住み、活動している住民グループまたは個人が流域で丸となり、自主性を活かして、流域内の交流による相互活性化や四万十川を基本にした様々な取り組みを行い、行政等に対し積極的な意見・提言をしていく集まりである。現在 18 団体が活動中で、流域内各市町村に特色のある活動を行っている。
四万十大使	高知県では、日本最後の清流といわれる四万十川を高知県民・国民の共有財産として位置づけ、全国からの四万十川への支援拡大を一層図るため、全国を舞台に活躍され大きな影響力を持つ著名人に「四万十大使」として就任いただいている。
四万十川基金	四万十川を訪れる人々や自然を愛する人々また企業に募金を募り、清流保全に役立てる募金制度。四万十川総合保全機構で「四万十川ファンド」として、管理・運用してきた、「財団法人四万十川財団」の創設に伴い、「四万十川基金」として移行した。
四万十・流域圏学会	総合的・学際的調査研究と学民産官連携により実線的な取り組みを展開する「四万十・流域圏学会」（Japan Society of Shimanto Policy and Integrated River Basin Management）が平成 13 年 2 月 8 日に設立されたものであり、次世代に橋渡しをする自然重視の学際的な地域文化づくりを横断的に推進するために、山・川・海と地域社会をつなぐ水系を基盤とした流域圏の研究組織の創設を企画する。



四万十川クリーン大作戦



流域一斉水質調査・水生生物調査

＜コラム：四万十川沈下橋保存方針＞

大水の時には水面下に沈む欄干の無い特徴を持つこの橋は、集落同士をつなぐ生活道として、また、憩いの場、こども達の遊び場として、四万十川流域住民にとって無くてはならない生活の一部となっている。さらに、自然と調和した構造物として、四万十川の魅力を形づくっている重要なものである。

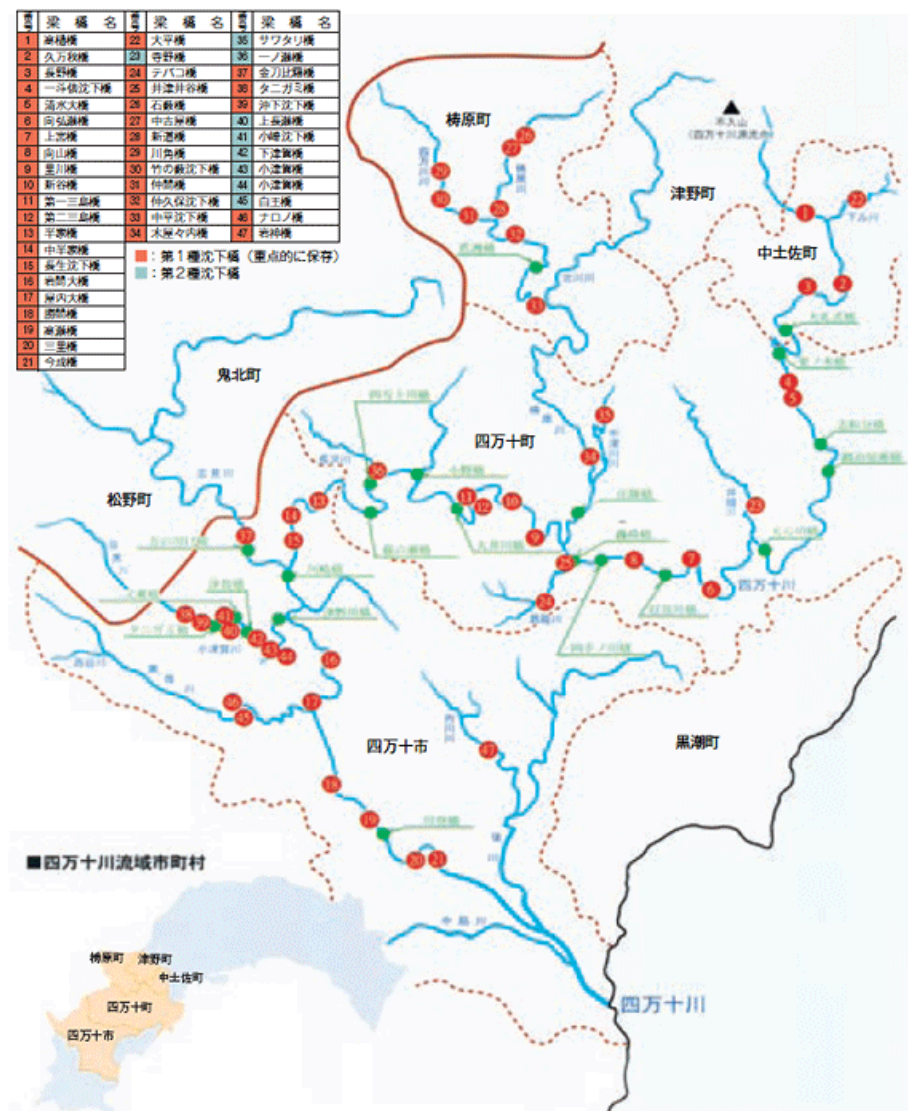
高知県と四万十川総合保全機構では、沈下橋を生活・文化・景観・親水等の視点から重要な役割を担っていると考え、平成10年7月に「防災上、維持管理上支障のない沈下橋は保存を基本とし、生活道に加え生活文化遺産として後世に引き継ぐ」とした、「四万十川沈下橋保存方針」を策定した。これにより、四万十川の沈下橋は、重点的に保存・維持管理の方針がとられることとなった。

なお、「四万十川沈下橋保存方針」の対象となる沈下橋は、市町村の道路・農道・林道台帳に記載され管理者がはっきりとしている沈下橋で、四万十川本川に21橋、支川に26橋の合計47橋であり、平成11年12月には、第1種（原型復旧が原則）と第2種（管理者が保存方針の「趣旨を踏まえて判断」）の区分を設定した。

■ 四万十川の沈下橋

橋名	橋名	橋名
1 草橋	22 大平橋	35 サワタリ橋
2 久万丸橋	23 香野橋	36 ノノ橋
3 長野橋	24 テバコ橋	37 金刀比羅橋
4 一斗儀沈下橋	25 井邊井谷橋	38 タニガミ橋
5 清水大橋	26 石倉橋	39 沈下沈下橋
6 同弘橋	27 中古屋橋	40 上長瀬橋
7 上宮橋	28 新道橋	41 小崎沈下橋
8 山山橋	29 川島橋	42 下達瀬橋
9 豊川橋	30 竹の森沈下橋	43 小達瀬橋
10 新谷橋	31 仲瀬橋	44 小達瀬橋
11 第一三島橋	32 仙久保沈下橋	45 白土橋
12 第二三島橋	33 中平沈下橋	46 ナロノ橋
13 平家橋	34 太田々内橋	47 岩坪橋
14 中平家橋		
15 長生沈下橋		
16 地蔵大橋		
17 屋内大橋		
18 西門橋		
19 瀬瀬橋		
20 三島橋		
21 今成橋		

■ 第1種沈下橋（重点的に保存）
■ 第2種沈下橋



注) 高知県文化環境部環境共生課 ホームページ 「四万十川沈下橋保存方針」 より引用